

この広報誌は、
8月1日と3月1日の年2回
構成団体の地域にお住まいの
皆様にお届けしています。

千葉県営水道と7市営水道

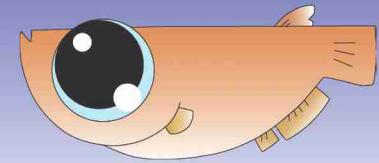
(千葉県、松戸市、野田市、柏市、流山市、
我孫子市、習志野市、八千代市)

水音

みずね

人が、ひとのために創りだす欠かすことのできない「水道水」

北千葉広域水道企業団
広報誌



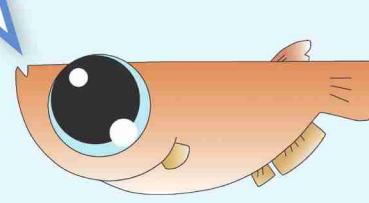
メデちゃん



**より安全な水道水をお届けするために、
24時間体制で日夜、様々な監視を行っています。**

北千葉広域水道企業団では、より安全で安心してご利用いただける水道水をお送りするため、日々、様々な取り組みを行っています。

今回は、それらの取り組みの一部を紹介いたします。



メデちゃん

北千葉広域 水道企業団とは？

北千葉広域水道企業団は、千葉県北西部地域の県営及び7市営水道に、北千葉浄水場から水道水を送る、いわば「水道水のメーカー」として、ライフルラインを支えています。

千葉県 柏市
松戸市 流山市
野田市 我孫子市
習志野市 八千代市



中央管理室で行う監視

表紙の写真は、浄水場にある中央管理室です。

ここは、浄水処理工程（江戸川の水を使って、浄水処理してつくられた水道水を構成団体の受水槽に送水するまで）を集中管理している場所で、川の水質や浄水処理の状況、さらに受水槽の状況などを監視しています。

今回は、24時間体制で行っている各種監視について、一部を紹介いたします。

① 江戸川の水質状況を表すグラフ

水道水になる前の水である江戸川の水質状況の確認は、重要な監視項目の一つです。



表紙の監視モニター左側の画像

江戸川の監視項目



水位、水温、濁度、pH、COD*、アンモニア濃度など河川の水質を監視しています。

* COD…化学的酸素要求量
河川の汚れ具合を知るための指標の一つ

雨が降って川が濁っているときだけではなく、晴れている時でも、いつどんな物質が流れてくるか分からないので、常に気が抜けません。



浄水管理室
渋谷主査

② 金魚の水槽（魚槽）の画像



表紙の監視モニター右上の画像

浄水場では、江戸川の水や浄水処理した水などで金魚を飼っていて*、金魚が普段と違う動きをしていないか常にその様子を監視しています。

この写真は、江戸川から取水したところにある接合井の水で飼っている金魚です。

*金魚を飼っている水槽内の水は、常に入れ替えています。

このように生物を利用して監視することを「バイオアッセイ」といって、水質の安全を確認するために欠かせないんだよ。



メデちゃん

水道水をよりおいしく飲むコツ

水道水には消毒用の塩素が含まれています。

塩素のにおいが気になる方は、コップ1杯にレモンを2~3滴加えると、レモンに含まれるビタミンCによって塩素が抜け、よりおいしく飲むことができます。

なお、塩素が抜けると雑菌が繁殖しやすくなるので、お早めにお飲みください。

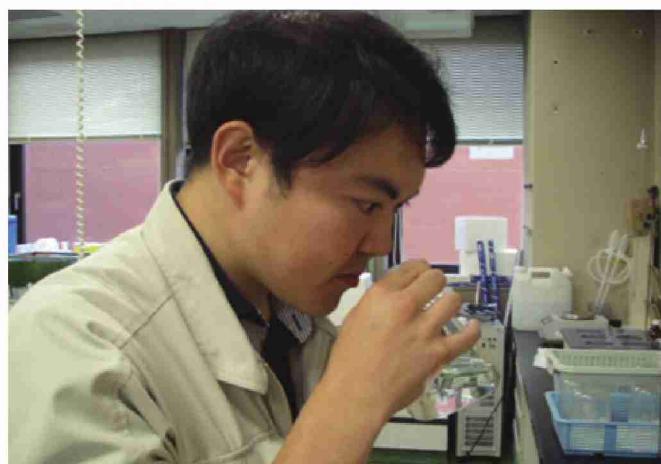


こんな水質検査も行っています

においと味

水道水の水質検査といえば、精密な機器を使った検査を思い浮かべますが、そのほかに人間の感覚を頼りに行う検査もあります。

このような検査方法は「官能法」といい、実際に職員がにおいを嗅いだり、口に含んだりして検査を行っています。官能法による“におい（臭気）”と“味”的検査は、水道水の水質基準にも入っている重要な検査項目です。



職員がにおいを嗅いでいるところ

水道水のにおい・味の検査を正確に行うため、検査に影響を与えるものは、絶対に避けなければなりません。

検査をする部屋のにおいに気付けるのはもちろん、検査する職員も、においの強い香水や洗剤、シャンプーなどは使わないようにしています。



水質管理室
高橋主査

平成29年度の水質検査結果について



検査の結果は、法律で定められた厳しい水質基準を全て満たしており、安心して飲んでいただける水道水を皆様にお届けしています。水質検査結果、放射性物質測定結果は、企業団ホームページに掲載しています。

[北千葉 水道](#) [検索](#)

給水装置、貯水槽水道について

— 適切な管理をお願いします —

○給水装置

道路などに埋設してある配水管から、各家庭まで引き込まれた給水管、止水栓、水道メーター、給水栓等の器具を総称して「給水装置」といいます。

このうち、水道メーターを除く給水装置は、水道をご利用のお客様の財産であり、取り替えや修繕等に要する費用は、原則としてお客様の負担になります。

○貯水槽水道

水道局(部)から供給された水をいったん貯留し、飲用などの目的で各戸に供給するために、ビル、マンションなどの建物の屋上や敷地内に設置された受水槽そのほかの施設の総体を「貯水槽水道」といいます。

これらの施設の管理は、施設の設置者(建物の所有者など)が行うこととなっています。

詳細は、お住まいの地域の水道局(部)にお問い合わせください。

